

＜神野信郎基金助成事業＞
教育・文化活動助成（テーマ指定）2021年度募集要項

公益財団法人 神野教育財団

2021年度開始事業として、下記のテーマに沿った教育・文化活動に対する助成を実施いたします。

記

■ **テーマ**

～郷土の大切な歴史・文化を後世へつなぐために～

東三河地域の発展に重要な役割を果たす神野新田を中心とした三河港周辺地区の歴史・文化をひもとき、郷土の貴重な財産として後世に伝え、活かしていくための活動に対して、助成を行います。

■ **趣旨**

本事業は当財団前理事長である故神野信郎氏の遺贈により設置した「神野信郎基金」を財源とし、2021年度（2021年4月～2022年3月）から10年（予定）を事業期間として実施するものです。

神野氏は中部経済連合会副会長、豊橋商工会議所会頭などの要職を務め、地域経済の発展に尽力しました。なかでも、世界有数の自動車貿易港となった三河港の整備構想の策定や同港を利用する海外企業の誘致を陣頭に立って進めるなど、地域産業の振興に精力的に取り組みました。東三河地域の発展に重要な役割を果たす三河港周辺地区は、明治時代に完成した神野新田に源流があり、その新田開発を陣頭に立って推し進めたのが、神野家でした。数々の苦難を乗り越えて成し遂げられた神野新田の完成により、かつて海だった当地区は、その後、豊かな農業地帯、そして多くの企業が進出する工業地帯として独自の発展を遂げ、地域に多大な恩恵をもたらしました。このように過去から現在まで、東三河経済の基盤となり地域の発展を支えた当地区について、歴史・文化を調査・研究し、その果たした役割を再確認するとともに、貴重な資料等を保存し、成果を後世に伝えていくこと、あるいは当地区から新しく東三河を中心とした地域を牽引する創造的な構想が生まれることは、当地区にとって重要な課題であると考えています。よって本趣旨に沿った優れた活動を広く募集いたします。

■ **対象となる活動**

神野新田を中心とした三河港周辺地区の歴史・文化に関する調査・研究をはじめとする以下の活動を対象とします。

- (1) 当地区の歴史・文化に関する調査・研究
- (2) 調査・研究の成果等を広く知らしめる活動（講演会開催、書籍刊行、映像制作など）
- (3) 歴史・文化資料等の保存および展示に関する活動
- (4) 次世代教育および生涯学習、並びにそのための人材育成に関する活動
- (5) 地域の未来を描く活動（新しい構想の策定、シンポジウムや各種コンテスト開催など）

※営利を目的とした活動、汎用性の高い機材（パソコン等）の購入費用等は助成対象となりません。

■ **助成対象期間**

2021年度から2030年度までの10年間（予定）

※実施期間が複数年にわたる活動も対象とします。複数年にわたる助成の場合、1年ごとに活動報告書（年次報告）および次年度計画書の提出を求め、改めて活動内容の確認を行います。

※前年度までの採択状況等によっては募集しない年もあります。

【別紙 2】

■ 応募資格

対象となる活動を日本国内で実施する個人または団体 ※団体について法人格の有無は問いません。

■ 応募手続

所定の申請書（ホームページよりダウンロード可）に必要事項を記入の上、2021年6月15日（火）までに当財団宛に郵送によりご提出ください（当日の消印まで有効）。申請の際、活動実績や活動状況などの資料をできる限り添付してください。ただし、添付資料は選考結果に関わらず返却しませんのでご了承ください。また、提出された申請書の「受理通知」は発行しません。

※複数年にわたる活動を申請する場合は、全体の計画（年度ごとの活動計画、収支計画、助成希望額）をご提出ください。

■ 助成金の額および件数

全事業期間（10年予定）を通じての助成総額は2,000万円（年200万円）程度を予定しており、総額の範囲内で件数および助成金額を決定します。なお、2021年度開始事業のため、過去の実績はありません。

■ 助成先の決定および通知

提出された申請書に基づき、当財団の選考委員会にて選考を行い、助成の可否および助成金額を決定します。また、結果は締め切り後1カ月以内に書面にて申請者に通知します。

※複数年助成の場合、2年目以降は毎年度、活動報告書（年次報告）および次年度計画書に基づき、活動内容の確認を行います。（確認の結果、助成金額が変更となる場合があります）

■ 助成金給付の時期

助成金は授与式終了後、速やかに団体が指定する銀行口座へ振り込みます。

※複数年助成の場合は、年度ごとに当年度分の助成金を振り込みます。

■ 報告書の提出等

（1）助成金受領者には、2022年3月末日までに活動報告書（成果・会計報告）を提出していただきます。

※複数年助成の場合は、四半期ごと（6月、9月、12月。初年度は12月のみ）に進捗状況を確認します。

また、毎年度3月末日までに活動報告書（年次報告）および次年度計画書を提出していただきます。

（2）助成金受領者が成果の公表、関連イベントの開催等、助成活動に関わる外部公表を行う場合には、当財団から助成を受けた旨を当該活動において明示していただきます。

■ 助成金給付の取り消し・変更について

（1）助成対象事業を中止または変更する場合は、助成金の給付を取り消しまたは変更することがあります。この場合、給付済みの助成金があればその全部または一部を返還していただきます。

（2）提出した書類に偽りの記載があった場合、または当財団が必要とする報告を怠った場合は、助成金の給付を取り消し、給付した助成金全額を返還していただくことがあります。

■ 個人情報の保護について

当財団は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）並びに関連する各種法令および関係省庁のガイドラインを遵守します。

■ 申請書の郵送先およびお問い合わせ先

〒440-8533 豊橋市駅前大通一丁目55番地 サラタワー 株式会社サラコーポレーション内
公益財団法人神野教育財団 事務局（担当：鈴木）

TEL 0532-51-1182 ホームページ <http://www.kaminozaidan.jp>

以上